

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画臨港地区尾道糸崎港臨港地区を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画臨港地区尾道糸崎港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

三原市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市企画課

広島県尾三地域事務所建設局

三原市役所

四 縦覧期間

平成二十年九月一日から平成二十年九月十六日まで